

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第43号）（行財政局人事部人事課）

京都市名勝円山公園保存管理計画策定委員会及び京都市美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会を廃止するとともに、市長の附属機関として京都駅東南部エリア活性化方針策定委員会及びまち・ひと・こころが織り成す京都遺産審査会を新たに設置し、それらの担任する事務並びに委員の定数及び任期を定める必要があるため、次のとおり改正することとしました。

別表1京都市名勝円山公園保存管理計画策定委員会の項及び京都市美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会の項を削り、同表1京都市自転車政策審議会の項の次に京都駅東南部エリア活性化方針策定委員会の項及びまち・ひと・こころが織り成す京都遺産審査会の項を追加し、その担任する事務並びに委員の定数及び任期を次のとおり定めました。

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都駅東南部 エリア活性化 方針策定委員 会	京都駅東南部エリアの活性化に係る 方針の策定に関する事項について、市 長の諮問に応じ、審議すること。	7 人 以 内	委嘱の日から その日の属す る年度の末日 まで
まち・ひと・ こころが織り 成す京都遺産 審査会	まち・ひと・こころが織り成す京都遺 産の認定に関する事項について、市長 の諮問に応じ、審議すること。	1 2 人 以 内	2年

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第43号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1京都市名勝円山公園保存管理計画策定委員会の項及び京都市美術館再整備工  
設計業務受託者選定委員会の項を削り、同表1京都市自転車政策審議会の項を次のように  
改める。

京都市自転車 政策審議会	自転車の安全利用の促進及び自転車 等の駐車対策の総合的推進に関する 法律第8条第1項に規定する事項、自 転車の安全な利用の促進に関する事 項その他の自転車政策に関する事項 について、市長の諮問に応じ、調査し、 及び審議するとともに、当該事項につ いて市長に対し、意見を述べること。	20人以内	2年
京都駅東南部 エリア活性化 方針策定委員 会	京都駅東南部エリアの活性化に係る 方針の策定に関する事項について、市 長の諮問に応じ、審議すること。	7人以内	委嘱の日から その日の属す る年度の末日 まで
まち・ひと・ こころが織り 成す京都遺産 審査会	まち・ひと・こころが織り成す京都遺 産の認定に関する事項について、市長 の諮問に応じ、審議すること。	12人以内	2年

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)